

平成 20 年 11 月 7 日

各 位

株式会社 熊本ファミリー銀行

### 不祥事件の発生について

この度、熊本ファミリー銀行におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

当行は、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつと位置づけ、不祥事件の根絶に向けて、様々な取り組みを行ってまいりましたが、かかる不祥事件を発生させたことを厳粛に受け止め、深く反省いたしております。

また、日頃からご支援とご愛顧を賜っておりますお客様、地域の方々ならびに関係の皆様方にご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

### 記

#### 1.事件の概要

平成 20 年 10 月、当行元行員(52 才・男性)が、諸岡支店に在籍していた平成 17 年 3 月から平成 19 年 6 月までの間に、お客様から累計 532 万 5 千円(お客様の被害実額 491 万 5 千円)を着服していたことが判明いたしました。

平成 17 年 3 月以降、お客様から融資金の利息や保証料との名目で現金を詐取するという手口等を繰り返していました。

本件につきましては、お客様から取引内容に関する照会があり、内部調査を行ったところ判明したものです。

被害に遭われたお客様には、事実関係をお伝えするとともに、深くお詫び申し上げ、被害弁済を行っております。

事故者につきましては、平成 20 年 10 月 31 日付けで懲戒解雇処分といたしました。

また本件につきましては、既に警察への通報を行っております。

#### 2.今後の対応

引き続き内部管理態勢の充実・強化に努めますとともに、信頼回復に向けて、役職員一同、全行あげて全力で取組んでまいります。

以 上

本件に関するお問合せ先  
熊本ファミリー銀行 総務広報部  
担当 西山・吉寄(よしざき)  
TEL 096-385-1117・096-385-1145